

# 平成21年度から村県民税の 全期前納報奨金が廃止されます

平成21年度から、村県民税（普通徴収）を第一期の納期限内に全期分を一括して納付した場合に交付する「前納報奨金」が廃止になります。

これは、サラリーマンなどの給与所得者については特別徴収（毎月給与天引き）のため、前納報奨金制度が利用できないこと、加えて、今年10月からは年金受給者を対象とした年金からの特別徴収も開始されることなどから、納税者間に不公平感が拡大するため、これらを是正する等の理由により廃止することとなりました。

この制度を利用され、早期納税に努めていただきました皆さまにお礼を申し上げますとともに、廃止へのご理解をいただき、今後とも納期内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

## 《廃止後も全期前納をされる方》

全期前納報奨金は廃止されますが、これまでと同様に納付書または口座振替による全期前納ができます。

## 《口座振替で全期前納をされている方》

□口座振替をご利用の方で「全期前納」から「期別納付」への変更をご希望の方は、□口座振替依頼書

# 軽自動車税（継続検査用） 納税証明書の交付について

これまで西栗倉村では、軽自動車の継続検査にかかる納税証明書を役場で保管し、必要な場合はご本人か車検業者の方に取りに来ていただいていた。

しかし、遠方の車検業者に出される方や、領収書を検査用の納税

による変更届出が必要になります。変更される際は、通帳とお届出印をご持参のうえ、村役場総務企画課へ4月30日（木）までにお申し込みください。

なお、5月1日以降のお申し込み分については、事務処理の都合上ご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。

□口座振替をご利用でない方は、便利で確実な□口座振替をご活用ください。

【西栗倉村税取扱金融機関】  
中国銀行・勝英農業協同組合  
ゆうちょ銀行（郵便局）

証明書と間違えるなどの不具合も多々あります。

そこで、平成21年度の軽自動車税からは継続検査用の納税証明書を納税者の方に領収書と一緒にお渡しすることにしました。

車検証と一緒に保管するなど無

くさないように、検査の際には直接業者の方へお渡しください。

## 口座振替の方の納税証明書

（納付確認後、5月中旬頃ハガキで送付します。）



## 現金納付の方の納税証明書

